

令和5年度第1回四條畷市国民健康保険運営協議会会議録

令和5年8月21日

四條畷市健康福祉部保険年金課

四條畷市国民健康保険運営協議会

1 日 時 令和5年8月21日（月曜日） 午後2時00分

1 場 所 市役所 本館3階 委員会室

1 案 件 (1) 副会長の選出について
(2) 令和4年度四條畷市国民健康保険特別会計決算見込について
(3) その他

1 出席者 会長 太田 晓美 副会長 岸田 敦子
委員 渡辺 裕 委員 堀内 勇
委員 佐倉 公子 委員 原 一洋
委員 西村 進一 委員 河口 理
委員 上田 とよ子 委員 東尾 邦子
委員 近藤 明喜子 委員 東 隆
委員 梅津 珠美

1 欠席者 委員 村上 広美

1 事務局 健康福祉部長 阪本 律子
健康福祉部次長兼高齢福祉課長 大塚 幸秀
健康福祉部次長兼保健センター所長 平松 康希
保険年金課長 板東 彰
同主任 秋 和宏
同職員 辻岡 勇樹
徴収対策課長 岸本 宏
同主任 谷口 美江
保健センター職員 藤城 瞳己
同職員 松岡 佑季

開会 午後2時00分

○太田会長

本日は、お忙しいところ、皆様方にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
それではただ今から、令和5年度第1回四條畷市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
まず、事務局から本日の出席委員を報告願います。

○事務局

本日の出席者数は13名です。

従いまして、四條畷市国民健康保険条例施行規則第4条第1項の規定により、本会議は成立します
ことをご報告いたします。

なお、村上委員様におかれましては、他の所用のため、欠席する旨のご連絡をいただいております。

○太田会長

ただ今の報告の通り、本会議は成立いたしております。

次に、委員の交代と事務局に異動がありましたので、事務局から紹介をお願いします。

○事務局

まず、委員の交代につきましては、公益代表として、市議会選出の岸田委員及び瓜生委員におかれ
ましては、令和5年4月30日の市議会議員の任期満了による辞職に伴い、改めて市議会から推薦を
いただき、5月18日付けでご就任いただきましたので、ご紹介させていただきます。

岸田委員でございます。

渡辺委員でございます。

次に、今年6月18日付けで、保険医代表の新井委員に代わりましてご就任いただきました、河口
委員でございます。

次に、今年7月3日付けで、被用者保険代表の佐伯委員に代わりましてご就任いただきました、東
委員でございます。

続きまして、4月1日付けの人事異動によりまして、事務局にも変更がございましたので、改めて
紹介させていただきます。

○事務局

それでは事務局職員を紹介させていただきます。

私、健康福祉部長兼福祉事務所長の阪本でございます。よろしくお願ひいたします。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長の大塚でございます。

健康福祉部次長兼保健センター所長の平松でございます。

保険年金課長の板東でございます。

主任の秋でございます。同じく辻岡でございます。

保健センター職員の藤城でございます。同じく松岡でございます。

徴収対策課長の岸本でございます。主任の谷口でございます。

以上で紹介を終らせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○太田会長

それでは、東市長からご挨拶を受けたいと存じます。

○東市長

改めまして皆様こんにちは。大変お忙しい中またお暑い中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また委員の皆様には日頃から市政の様々な分野で大変お世話になっておりまして、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。いつもありがとうございます。

いわゆる都道府県化から5年が経ちまして、この間コロナということもありまして、本市といたしましては、被保険者の皆さんの負担を少しでも軽減していきたいというような思いで財政安定化基金を活用しながら、負担軽減というのに努めてまいりました。

とりわけ令和4年度は1. 8億円の活用という形でこの後、報告事項で決算としてご報告させていただければというふうに思っております。

そしていよいよ6年度から基準の統一化ということになっておりまして、議論の大詰めが大阪府の方でもされている、また我々としても大詰めを迎えてきているなというふうに思っております。

市長会でもなかなかいろいろな意見がある中で、しっかりと6年度円滑な移行に今、着地できるよう四條畷市としては四條畷市の考えをしっかりとお伝えしていきながら、取り組んでまいりたいというふうに思っている次第でございます。

どうか委員の皆様にはこれからも我々の国民健康保険事業に対しまして、様々なご意見等を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○太田会長

ありがとうございました。なお、公務の都合上、市長はここで退席されます。

(市長退席)

○太田会長

それでは、四條畷市国民健康保険条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名委員の指

名を行います。本日の会議録署名委員に堀内委員さんと東尾委員さんにお願いいたします。

議事に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いします。

○事務局

資料の確認をさせていただきます。

まず、「次第」、次に「令和5年度第1回四條畷市国民健康保険運営協議会資料」、本日机上に配布させていただいております、「その他（報告）」、資料は以上になります。

不足等がございましたらお申し出頂ければと存じます。よろしいでしょうか。

○太田会長

それでは議事に入ります。案件（1）の「副会長の選出について」を議題といたします。

事務局から内容の説明をお願します。

○事務局

副会長につきましては、先程、ご報告させていただきましたとおり、委員の辞職に伴い、現在、副会長が不在となっております。副会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条第2項におきまして、会長に事故があるときに職務を代行するものとして、公益を代表する委員のうちから選出された委員と定められております。

本市におきましては、従来より公益代表の選考委員による方法で選出しておりまして、副会長については、慣例により市議会議員選出委員のうち、在任期間の長い委員に就任いただいております。

したがいまして、今回の副会長の選出に当たりましては、岸田委員が適任であると考えますので、在任期間を引き続いて副会長のご就任を改めてお願いしたいと考えております。

○太田会長

ただいま、事務局から説明があったとおり、副会長は、慣例により市議会議員選出の委員となっており、今回は、岸田委員が適任であるとの提案ですが、委員の皆様いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○太田会長

ありがとうございます。それでは、事務局の提案のとおり、副会長には、岸田委員にお願いしたいと思います。よろしければ皆様の拍手をもちまして、ご承認いただきたいと思います。

（拍手）

○太田会長

ありがとうございます。岸田副会長、副会長席へ移動をお願いいたします。

（副会長移動）

○太田会長

それでは、副会長からご挨拶をいただきたいと思います。

○岸田副会長

ただいま、皆様のご推挙により副会長に就任させていただきました岸田でございます。

太田会長を支えて、円滑な運営に努めてまいりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

○太田会長

ありがとうございました。それでは、次に、案件（2）の「令和4年度四條畷市国民健康保険特別会計決算見込みについて」を議題といたします。事務局から内容の説明をお願いします。

○事務局

それでは令和4年度決算見込についてご説明いたします。

私の方からは、保険年金課所管部分についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

「1 歳入歳出決算額見込」でございます。まず歳入の主な項目につきましてご説明いたします。

国民健康保険料は9億7,359万4千円で、前年度比9.6.5%、約3,481万円の減でございます。これは、被保険者数の減少によるものでございます。

次に、府支出金は38億8,177万円で、前年度比9.6.8%、約1億2,817万円の減でございます。これは保険給付費及び保健事業費の減に伴うものでございます。

次に、繰入金につきましては7億4,465万4千円で、前年度比10.4.7%、約3,360万円の増でございます。この要因としましては、財政安定化基金からの繰入金の増加によるものでございます。

次に、諸収入につきましては1,232万7千円で、前年度比6.4.6%、約674万円の減で、これは被保険者の資格喪失後受診に伴う返還金精算に係る療養費の精算額が減少したことによるものでございます。

次に、繰越金は8,031万6千円で、前年度比8.2.5%、約1,708万円の減でございます。

次に、国庫支出金は0円でございます。これは令和4年度よりコロナ減免に係る国庫補助金が交付金に変更となったためでございます。

歳入合計は56億9,305万7千円で、前年度比9.7.2%、1億6,435万5千円の減でございます。

次に右側、歳出につきましては、総務費は9,341万6千円で、前年度比9.9.8%、約1.7万円の減でございます。これは人件費の減少によるものでございます。

保険給付費につきましては37億4,258万1千円で、前年度比9.7.0%、約1億1,725万

円の減となっています。要因としましては、被保険者数の減少によるものと考えられます。

国民健康保険事業費納付金は16億4,147万8千円で、前年度比98.4%、約2,750万円の減となっています。

次に、保健事業費は4,783万4千円で、前年度比94.1%、約303万円の減でございます。その主な要因としましては、特定健診、健康診査等委託料の減少によるものでございます。

次に、基金積立金につきましては、6,959万3千円で、繰越金から国庫負担金等の精算による返還金等を除いた額を積み立てております。

次に、諸支出金は1,455万7千円で、前年度比125.7%、約298万円の増となっております。

歳出合計は56億945万9千円で、前年度比97.1%、1億6,763万7千円の減でございます。

歳入歳出差引額は8,359万8千円の黒字で、単年度収支は328万2千円のプラスでございます。次に、3ページをご覧ください。被保険者数等の状況でございます。

「（1）世帯数及び被保険者数」の表をご覧ください。

令和4年度は前年度に比べ、世帯数で240世帯の減少、被保険者数で602人の減少となっております。その主な要因としましては、その下段「（2）被保険者数増減内訳」の表で、後期高齢者医療制度への移行が724人となったことによるものでございます。

次に、「（3）加入状況」につきましては、加入率が、世帯数で27.0%、被保険者数で18.7%、いずれも1ポイントあまり減少しています。

次に、4ページをご覧ください。保険料の状況といたしまして、令和4年度の保険料率はご覧のとおりで、前年度に比べて基金の活用により大きな増減は生じておりません。

次に、賦課限度額の状況につきましては、令和3年度と変更はありません。限度額世帯数等は表に記載のとおりとなっております。次に5ページをご覧ください。

「（3）調定額の状況」といたしましては、1世帯当たり調定額は、13万9,533円で、前年度比100.27%とほぼ横ばいとなっております。一人当たり調定額は、9万862円で、前年度比102.21%と増となっております。

次に、「（4）収納率の状況」でございます。現年度分は、94.72%で前年度に比べ0.01ポイントの減となっております。滞納繰越分は、32.02%で、前年度比で5.03ポイントの増でございます。

次に、「（5）保険料の軽減の状況」につきましては、件数は4,289件で前年度比95.9%、

185件の減少となっております。金額につきましては、2億3,497万5千円で、対前年度比9.7%、約555万円の減となっております。

次に、「(6) 保険料減免の状況」でございます。件数は、306件で前年度比85.5%、52件の減となっております。金額では、4,248万9千円で、前年度比88.7%、約539万円の減となっております。これは、コロナ減免が70件減少したことが、主な要因でございます。

次に6ページをご覧ください。給付の状況でございます。表に記載のとおり、費用額といたしましては前年度比96.9%の減少、一人当たり費用額は前年度比102.5%の増加となっております。

その他、給付費の状況につきましては表の(2)、ご覧のとおりとなっております。

以上、簡単ではございますが、保険年金課所管部分についての説明とさせていただきます。

続きまして、保健センターより説明させていただきます。

○事務局

それでは、国民健康保険保健事業についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、8ページをお開きください。

まず「(1) 特定健康診査特定保健指導」並びに「(2) 若年健康診査事業実施状況」につきましては、四條畷市第三期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の予防を目的に40歳以上75歳未満の方を対象とした特定健康診査特定保健指導を実施するとともに、15歳以上40歳未満の方を対象に各医療機関で若年健康診査を実施いたしました。

「①特定健康診査の受診率」につきましては、29.0%と前年度と同率となっております。

前年度同様に、新型コロナウイルス感染症が拡大した第7波、第8波の時期に、受診者数が減少しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいと認識しております。

なお、受診率向上に向けた取り組みにつきましては、業務委託により、過去7年間の受診履歴や結果などのデータをもとに、初めて対象となる方や未受診で通院している人、未受診で通院していない人など、被保険者を五つのグループに分類し、受診勧奨通知や保健師、栄養士などの専門職による電話勧奨を行い、健康相談も含め、受診の必要性を説明しつつ、丁寧な勧奨に努めているところでございます。

次に特定保健指導につきましては、4.4%と前年度と比較し10.2ポイント減少しております。減少の要因につきましては、前年度以前に一度保健指導を受けられ、再度特定保健指導の対象となられた方が、引き続き保健指導を利用されることが少ないと、また電話による勧奨を実施したもの、すでに病院で治療を開始していると答えられる方や、保健指導の日程、時間が合わないと答えられる方、60代から74歳の方では、今の生活を変える気がないと答えられる方の割合が多く、引き続き

保健指導の必要性について、わかりやすい周知啓発を行い、スマートフォンからも利用できるオンラインによる特定保健指導や、休日の保健指導の活用など、利用しやすい環境整備に努めながら、丁寧な勧奨に努めて参ります。

次に9ページをご覧ください。令和元年度から実施している重複多剤投薬者に対する取り組みにつきましては、重複投薬、多剤投薬、禁忌投薬が見込まれる国民健康保険被保険者を抽出し、服薬に関するアドバイスや適正な医療機関の受診に向けた問題を解決することにより、意識改善、医療費の抑制並びに適正化につなげることを目的に、委託業者による事業を実施いたしました。

令和4年度の実績につきましては、重複、または多剤の対象となった289人に個別通知を行い、通知後の評価期間中に処方歴があった方のレセプトを確認したところ、重複については改善率41.0%であるものの、薬剤師による訪問指導を行った方の重複解消率は46.1%となっており、1人当たりの薬剤費も2万2,797円減少しております。

多剤につきましては、改善率26.0%で、1人当たり1.78錠の、薬剤減少を確認しておりますが、1人当たりの薬剤費は889円増加しております。増加の要因といたしましては、対象者のうち、パーキンソン病による高額な薬剤金額となられた方がおられたこと、複数の疾患による対象者の増加や、薬剤の単価が上がったことが考えられます。

今後も引き続き、レセプトデータに基づき、適正な医療機関の受診や適切な服薬をめざして、個別にご案内することによる改善効果が期待できることから、今後も粘り強く丁寧な取り組みを継続して参りたいと考えております。

次に、糖尿病性腎症重症化予防事業につきましては、糖尿病性腎症の要医療域を抽出し、受療勧奨を行うことにより、糖尿及び糖尿病性腎症の重症化を予防し、生活の質の低下を防ぐとともに、医療費の抑制並びに適正化に努めたところでございます。

受診勧奨業務では、レセプトより抽出した糖尿病の治療中断者に対し、受診勧奨、個別通知と電話勧奨を行い治療を再開させるもので、勧奨後に4人が医療機関を受診したことを確認しております。また、糖尿病性腎症重症化予防業務では、糖尿病性腎症、または糖尿病の患者が、腎不全や人工透析への移行をすることを目的に、かかりつけ医と連携しながら、患者みずからが、体調を自己管理できるよう保健指導を行うもので、令和4年度では、個別案内した192人中13人の申し込みがあり、13人すべての方が保健指導プログラムを修了しております。

最後に、令和4年度保健事業費における前年度からの約300万円の減額理由につきましては、特定健康診査の対象者数の減による特定健康診査等委託料が減少したことに加え、令和3年度に必要となった特定健診システム導入委託料が、令和4年度は不要となったことが主な要因となっております。

保健事業についての説明は以上となります。続きまして、徴収対策課よりご説明させていただきます。

○事務局

12ページをご覧ください。

「（1）未収入額等の状況」につきましては、令和4年度国民健康保険料収入済額は現年度分で8,314万1千円。滞納繰越分で4,520万6千円となり、1,005万4千円を不納欠損処分としたため、繰越未収入額は1億3,807万4千円となりました。

「（2）現年度徴収」につきましては、令和4年度は督促状送付の取組みとして督促状を9,350件送付し、督促手数料を39万3,010円、延滞金を578万1,714円を徴収いたしました。コールセンターによる催告として3,493件の架電を行い、781万328円の納付がございました。納付書投函員業務として182件を訪問し、214万4,640円の納付がございました。平日に来庁が困難な方に対し休日納付相談を8回実施いたしました。

次は13ページをご覧ください。

「（3）滞納処分の実施」につきましては、財産差押えとして令和4年度に180件、2,551万4,388円を差押え、納付額は460万9,072円となっております。差押債権の内容としては、預貯金、給与、年金、生命保険等を差押えいたしました。交付要求として、令和4年度に26件、175万240円の配当がございました。

次は14ページをご覧ください。

「（4）大阪府域地方税徴収機構」につきましては、令和4年度は市税と合わせて121件を引継ぎ、完結事案58件でございます。国民健康保険料収入分は897万2,156円でございます。

以上で徴収対策課分の説明を終わらせていただきます。

○太田会長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問ご意見はございませんでしょうか。

○A委員

いくつか質問お伺いしたいと思います。まず保険料ですけれども、この年度は先ほど市長のご挨拶にもありましたように、保険料を軽減するために1億8千万円を基金から繰り入れたということで、これはコロナ禍で市民の生活が苦しくなった状況の中、大切な判断だったと思っております。それでも、まだ高い保険料で所得の10%を超えるのが当たり前な状況で、現役世代で子供がいる家庭というのは、所得の15%から20%もの保険料だというのが、議会で示されるデータでも出ております。

それに対して、収納率が現年度分が前年度と横ばいで、滞納した方の支払いというものは増えているという状況ですが、保険料軽減や減免は減っていて、市独自の減免制度もほぼなくなった状況の中で、

色々と保険料の支払い相談とか督促状の電話催告など行っていたいですが、窓口に相談に来る人の傾向として、年代はどの層が多いとか、所得はどの層が多いとか、そういう分析はされているのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○事務局

今委員の方からご質問ありました分析ですけれど、実際この分析というのが年代別、金額別というのはやっておりません。ただ、先ほどこういうのをお伺いしておりましたので、4年度の分だけでもと思いまして抽出した中で、一番多いのは年代別で言いますと30代が一番多い相談件数です。

そして、金額的に言いますと、やはり100万円以上200万未満、このあたりの額の方が多いのではないか、まだ完全な数字ではないんですけど、抽出を掛けた中での数字ですので若干変動あるかもしれませんけど、そのあたりだけご了承いただいた上での数字ですので、よろしくお願ひいたします。

○A委員

ありがとうございます。現役世代で子供さんがいらっしゃるかどうかもありますが、やはり、30代で所得も低い層の方が相談に来られるのが多いということかなというのが、今お伺いして思いました。この間、物価高騰も続いている中で市民の生活もますます苦しくなっていると思います。

そういう中で、市民の方の苦しい状況に思いを寄せて相談に乗っていただきたい、ということをお願いしておきます。

あと、マイナ保険証に関してなんですが、マイナンバーカードと保険証の一体化ということで、世間で色々とトラブルが発生しているという報道が続いている中での状況、昨年10月から開始をされているということなので、その本市の実態としてマイナンバーカードと保険証の一体化ということの中では、どの程度トラブルがあったのかどうか。報道では、医療費の本人負担が2割、1割の方が3割負担で請求されたというケースがあったとかありますね、本市の状況の中でそういった実態はないのかどうか、また、医療機関から問い合わせがあるということがあるのかどうか、その辺はどうなのでしょうか。

○事務局

お答えさせていただきます。マイナンバーの被保険者証の医療機関の窓口で資格確認ができないという相談なり、お話があるのかどうかというお問い合わせですが、まず、医療機関からの問い合わせにつきましては、頻度としましては正式に集計しているわけではありませんが、週に2~3件くらい医療機関からマイナンバーカードで資格の確認ができなかつたので、資格確認ということで問い合わせがかかってくる場合がございます。あと、窓口等で市民さんからマイナンバーカードを出しても限

度額区分がわからないと言われたので、限度額認定証をとってきてくださいと言われた、ということで来られる方というのもございまして、そちらも正式な集計があるわけではないのですが、日に数件は窓口でそういうやり取りがあるかな、というふうに考えております。

マイナ保険証自体は、令和3年10月20日から正式にマイナンバーカードを被保険者証として利用できるということで本格的運用が始まっていますが、やはり医療機関の方で確認できないという問い合わせは、今案内させてもらった通りの頻度で問い合わせというのは、定期的にございます。以上です。

○A委員

ありがとうございます。直接の紐づけが違っていたとか、そういうのはなかったと聞いているのですが、今のような問い合わせは、結構頻繁にあるということで、全国的にはもっといろいろな問題が浮かび上がっていますけども、医療機関でも、また保険年金課としても余計な時間がかかることがあるとかなと思っています。今、厚労省もこれに関してはいろいろと策を練っている様ですが、資格確認証というものを発行するとかいうことも考えてはいるものの、手続きが難しい人などが無保険になるのではないかという懸念もあって、保険証の存続を求める声が強まっている状況です。市としても他の自治体と連携して、保険証の存続というのを国に求めていくお考えについてはどうでしょうか。

○事務局

お答えさせていただきます。まず、マイナンバーカードの取得自体が、あくまで任意ということがまず基本としてございまして、マイナンバー法等の一部改正法というのがマイナンバーカードと保険証との一体化という方針としてございまして、その健康保険証廃止後の対応について国の方で検討されているということは認識しております。

国の方では、令和6年秋に廃止として進めているということで考えておりますが、マイナンバーカードはあくまで任意ですので、持つておられない方はやはり存在するということで、カード型の保険証を残すなど、カードを持っていないがために医療機関を受けられないといった事態が起こらないよう柔軟に対応する必要があるのではないかと考えております。

それを踏まえて、国の方にその一体化につきましては、被保険者への十分な周知というのを速やかに行うとともに、取得があくまで任意だということを踏まえて、マイナンバーカードを持っていない方のための受診にあたり不利益が生じないよう国へはこれまでも要望を出しておりましたが、これからも要望していこうと考えております。以上です。

○太田会長

ありがとうございます。その他、何か質問、ご意見などございませんでしょうか。

そうしましたら、私から一点、小さなことですけれども、国民健康保健事業についてなんですが、8ページの特定保健指導につきまして、令和3年から令和4年で実施者数がどんどん減っていくというのは、そもそもご利用者も少ないですし、1度ご利用になった方は2回目受けないということは、それはあることだなというふうに思います。これはこのまま行くと、本当にご利用者は非常にいなくなってしまいそうだなと思っては見ているのですが、ちょっと過年度のことを少しお尋ねするので、お分かりになるのでしたらですが、令和2年度から令和3年度もこのようにどんどん減っているという状況だったのでしょうか。それとも令和3年度は、ちょっと皆さんに受けるようにと何か特別なことをしたとか、そういうことが何かありましたら教えていただければと思います。

○事務局

令和2年度の実績につきましては、対象者数282人、受診者数66人、受診率が23.4%というところで、令和2年度から令和3年度もだいぶ下がったという状況となっております。

特定保健指導の増加に向けた新たな取り組みというところですけれども、やはりアンケートなどを取る中で、日時が合わないなどの方もおられますので、今少し取り組んでおりますスマートフォンからも利用できるオンラインによる特定保健指導や休日の保健指導というところも活用しながら、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

○太田会長

ありがとうございました。その他に何かご質問、ご意見などございませんでしょうか。

B委員、お願いします。

○B委員

いつもお世話になっております。

ご参考までにお聞かせいただけたらと思いますけれども、国民健康保健事業についてです。こちらの協会けんぽも、同じように健診であったり保健指導であったりとかの取り組みをしておりまして、なかなか実施率であったり受診率が上がらないというところで、四條畷市さんもいろんな取り組みをされて工夫をされているなとお見受けいたしました。

いくつかご参考までにお伺いしたいのですが、3点あります。まず一つ目は特定保健指導ですけれども、令和4年度が実施者数10人というところで、前年度令和3年度より減っているのですけれども、減った要因とか、コロナの影響であったのかというところもあるかと思うのですが、どのような要因があったのか。

そして二番目の若年層の健診ですね、こちらの健診が88名で令和4年度も令和3年度に近いよう

な数字で実施されているのですが、特に年齢層としては内訳はどのような割合になっているのか。

あと、最後の糖尿病性腎症の重症化予防業務というところで、令和4年度は初回面接を実施した方皆さんを終了まで持つていかれていると思うのですけれども、このあたり何か工夫をされたりしたのでしょうか、というところで教えていただければと思います。

○太田会長

事務局お願いします。

○事務局

令和4年度の保健指導が減った要因ですが、先ほどの説明と重複してしまいますが、前年度に一度保健指導を受けられて再度特定保健指導の対象となったものの、もう前回受けたということで引き続き保健指導を受ける方は少ないという方や、また、電話で受診勧奨を行う中ですでに病院で治療を開始していると答えられる方や、保健指導の日程時間が合わないという方が大半でした。また、60代から74歳の中では、今の生活を変える気がないと答えられる方が非常に多かった点が要因と考えております。

○事務局

続きまして、二つ目の若年健診についてです。若年健診の年齢構成は、対象としては15歳以上から40歳未満の方を対象としておりまして、各年齢だいたい平均的な2~3人、3~4人ずつで受けさせていただいております。年代別では、15~19歳で17人、20~29歳で25人、30~39歳で46人というふうになっております。

○事務局

最後の糖尿病性腎症重症化予防の方ですけれども、令和3年度にお二人中断となってしまった方なんですが、初回に動機付けが難しかったのかなというところで、こちらのプログラムが半年間続くプログラムになっており、途中から連絡が取れなくなってしまい、最終まで保健指導ができなかつたという経緯がございましたので、次年度の方からはこのプログラムの目的とか病態の部分とかをしっかり初回から説明させていただいて、保健指導にご参加いただいたという形になっております。

○太田会長

B委員、よろしいでしょうか。

○B委員

少し、多剤の方でもお伺いしたいのですけれども、業務委託でされているというところで、主にどのようなところを外部委託、協会けんぽでも多剤投与というのは医療費の適正化をめざしているところですので重要視しております、何か業務委託された内容でご参考までにどういったことを委託さ

れたのか、お聞かせいただけますか。

○事務局

多剤に関して、業務委託については、実際に被保険者様のレセプトデータを業務委託業者さんに提供させていただいておりまして、その中で「お薬何個飲んでいますか」とか、重なって飲んでいないか、などを確認していただいております。

その中で多剤の対象者として上がってきた方には、各個人の通知文を作成しております。また、訪問であったり、お電話をさせていただきまして、直接対象者にご指導、服薬についてお話をさせていただいたりもしております。以上です。

○太田会長

はい。その他に何かご質問、ご意見などございませんでしょうか。

ないようですので、この案件につきましては、以上で終わらせていただきます。

次に、案件（3）「その他」とありますが、事務局から何かありますか。

○事務局

案件（3）その他について説明いたします。報告になりますが、新型コロナウイルス感染症につきましては、本年5月8日より5類感染症に分類されたことに伴い、新型コロナウイルスによる減免制度は令和4年度まで廃止となりました。また、傷病手当金の支給につきましても対象となる期間が5月7日までと変更されております。

以下の表は7月末時点の、これまでの新型コロナウイルスにかかる減免及び傷病手当金の実績となっております。件数及び金額については、表に記載のとおりとなっております。

次に裏面をご覧ください。子育て世帯への負担軽減及び次世代育成支援の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間の所得割、均等割保険料分を免除する制度が令和6年1月より施行される予定でございます。

具体的には、イメージ図をご覧ください。被保険者が8月に出産された場合の免除される期間を表しております。8月出産の場合、出産月の前月である7月から後ろ2カ月の10月までの4カ月が免除される期間となります。

免除はあくまで出産される被保険者にかかる所得割、均等割保険料のみで、同世帯内の他の被保険者分はそのままとなります。また、双子など多胎妊娠の場合は免除期間が6カ月となります。

この免除措置につきましては、先週8月17日に大阪府を通して国から国民健康保険条例参考例の一部改正等について送付があったところという状況でございます。

この改正通知に基づき、四條畷市国民健康保険条例の規定整備を行い、今後市議会に提案してまい

りたいと考えておりますので、ご報告させていただきます。案件（3）その他については以上です。

○太田会長

ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見はありますか。

ないようですので、この案件につきましては、以上で終わらせていただきます。

これで、本日の案件は全て終了いたしました。これにて会議を閉会いたします。

委員の皆様、ありがとうございました。

閉会 午後2時49分